

議案第49号

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
天理市消防団員等公務災害補償条例（平成25年3月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。